



福井労働局発表  
平成25年5月31日

担  
当

福井労働局 雇用均等室  
室長 野添 雅恵  
室長補佐 古池 弘美  
電話 (0776)22-3947

## 妊娠・出産、育児休業等に関わる相談が目立ちます

### －平成24年度雇用均等行政関係の相談・紛争解決の援助・是正指導の概要－

福井労働局（局長 谷藤 仁）では、平成24年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法の施行状況を取りまとめましたので公表します。

## I 相談状況

平成24年度に雇用均等室で受理した相談は、1,698件（前年度1,368件）で、その内訳は、男女雇用機会均等法（以下、均等法という）関係142件、育児・介護休業法関係1,434件、パートタイム労働法関係122件であった。

均等法関係の相談は前年度の293件から142件に減少したが、これはセクシュアルハラスメントの相談件数の集計方法を変更したことによるものである。

また、育児・介護休業法関係の相談は、前年度より増加しているが、これは平成24年7月1日より改正育児・介護休業法が全面施行された影響によると考えられる。

### 1 労働者からの相談

労働者からの相談は294件であった。

内容別にみると、セクシュアルハラスメントに関するもの49件の他は、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するもの17件、妊娠中の症状に伴う勤務の軽減等母性健康管理措置に関するもの7件、育児休業、育児短時間勤務等の相談が128件であり、妊娠・出産及び育児に係る相談が併せて152件と過半数を占めている。

妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関する相談については、正規労働者と非正規労働者（パート労働者、派遣社員、契約社員等）がほぼ同数であるが、育児関係の不利益取扱いに関する相談では、正規労働者が4分の3を占めている。

### 2 事業主等からの相談

事業主等からの相談は1,404件であった。

内容別にみると、育児休業等制度の整備に関する相談が8割強を占めている。

## II 労働局長による紛争解決援助～妊娠・出産及び育児に関するものが多い～

セクハラ及び妊娠・出産、育児に関する不利益取扱いについての相談のうち、労使間での自主的解決が困難な紛争については、早期解決を図るために、均等法及び育児・介護休業法に基づく紛争解決援助を行っている。

平成24年度に受理した均等法に基づく「労働局長による紛争解決の援助」の申立は3件で前年度と同数。内容の内訳は、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い事案2件、セクシュアルハラスメント事案1件であった。

また、育児・介護休業法に基づく「労働局長による紛争解決の援助」は3件で、前年度（0件）より増加。内容は、期間雇用者の育児休業拒否事案1件、育児短時間勤務拒否事案1件、育児短時間勤務利用者をパートへ身分変更するという不利益事案1件であった。

紛争解決援助制度は、労使双方から申し立てることができるが、24年度は6件全て労働者からの申立であった。また、うち4件は非正規労働者の事案であった。

## III 是正指導～是正指導件数719件、うち9割以上が年度内に是正～

雇用均等室は、均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に基づき、329事業場を対象に雇用管理の実態把握を行い、何らかの法違反が認められた事業場に対して、合計719件の助言を行った。うち9割以上は年度内に改善されている。

法律別に多かった指導事項は、均等法関係では「セクシュアルハラスメント防止対策に関わるもの」が108件、育児・介護休業法関係では、「育児短時間勤務」、「育児休業」、「育児時間外労働制限」等、育児関係の制度の不備が212件、パートタイム労働法関係では、短時間労働者からいわゆる正社員への転換を推進する「通常労働者への転換推進措置」が80件、短時間労働者に昇給、退職手当、賞与の有無を明示する「労働条件の文書交付等」が61件であった。

## IV 平成25年度の福井労働局の取組

今後も相談に対しては、相談者のニーズに応じ、紛争解決援助を的確に運用して円滑・迅速な解決を図るとともに、法違反が認められる事業主に対しては、厳正な指導を行う。

また、法の定着のため、あらゆる機会を通じて法の周知徹底を図るとともに、非正規労働者からの妊娠・出産及び育児に関するトラブルが多いため、非正規労働者の妊娠・出産、産前・産後休業取得、育児休業取得に関する広報資料を作成し、県内労働者向けに周知を行う。

### 【添付資料】

1. 福井労働局における男女雇用機会均等法等の施行状況（資料1）
2. 紛争解決援助制度のご案内（資料2）